incipit 保育園重要事項説明書(令和3年6月1日現在)

1. 運営主体

運	営	者	名	称	株式会社にじいろキャンバス	
代	表	者	氏	名	小林 祐輔	
所	在		地	市川市行徳駅前1-24-1		
電	話		番	号	0 4 7 - 3 0 7 - 3 6 2 2	

2. 利用事業所

2.	利用事	業所							
施	設	種	類	小規模保育事業所A型					
事	業所	名	称	incipit 保育園					
所	在		地	市川市南行徳1-1	2 - 7				
電	話	番	号	047-314-1183					
管	理	者	名	田中 良昌(令和2	年4月就任)				
職	員		数	9名					
認	可 年	月	日	令和2年4月1日					
					3 号	認定			
利	用	定	員	0 歳児	1歳児	2 歳児	合計		
				5人	7人	7人	19 人		
運	営方	針	等	身共に健やかに育 ○子ども像 ・自分自身に自信 ・葛藤や達成のロ ・心豊かで自己す ○保育方針	でのよう努めます。 言を持ち、自分で考 中で、挑戦する意欲 肯定感の高い子ども 色々な体験をする 心を動かす				

3. 事業所概要

敷	數 地 面積 165.8			4 m²		
建	物 鉄作		鉄骨造 4	階建 延床面積	691.06 m²	
			乳児室	1室	面積	17.75 m²
			ほふく室	1室	面積	25.66 m ²
			保育室	1室	面積	16.81 m²
事	業所の内	勺 容	遊戲室	室	面積	m²
			調理室		面積	10.50 m^2
			園庭	満世公園を園庭代替地と	して利用する。	
					面積	2.261.00 m ²

4. 職員体制(令和3年6月1日予定)

職名	人数
管理者 (園長)	1人
保育士	6人
栄養士	2 人
調理員	0人
看護師	0人
事務員	0人
パート保育士	1人

5. 保育を提供する日・時間・休園日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開園時間 (カッコ内は土曜日)	7:30~19:30 (7:30~19:30)
保育標準時間認定を受けた方の利用可能時間	7:30~18:30
保育短時間認定を受けた方の利用可能時間	9:00~17:00
休園日	年末年始(12月29日~1月3日)
	及び日曜日・祝日

※上記利用可能時間以外は延長保育となります。延長保育を希望される場合は、ご相談ください。

6. 利用者負担(保育料)等について

- (1) 保育料は、世帯の市民税の合計額により、居住する市町村が決定して通知します。
- (2) 当園では、子ども・子育て支援法台 27 条 3 項第 1 号に定める額(公定価格)に相当する水準を超えて独自の付加的サービスを行う為、保育料の他以下の費用を保護者にご負担いただいております。
 - ・既定の開所時間を超えた場合のみ実費徴収する。(1.500円)

7. 利用の開始及び終了に関する留意事項

- (1) 利用の開始に関する留意事項
- ○入園後、子どもの状態に合わせて慣らし保育を1週間を目安に行います。
- (2) 利用の終了に関する留意事項

以下の場合には、保育の利用は終了となります。

- ○居住する市町村による支給認定(2号認定または3号認定)を有しなくなったとき
- ○欠席期間が2ヶ月を超えるとき
- ○その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時における対応

保育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

			内	科	近藤小児科医院
nla	話話	医			(市川市行徳駅前 3-16-26、047-395-7206)
帰	i il		歯	科	四谷三丁目歯科医院
					(東京都新宿区四谷三丁目 13-11 栄ビル 2F、03-3353-4182)

9. 非常災害時の対策

非	常時	の対	応	別途消防計画の定めるとお	り ※保育園にて閲覧可能			
避	難	訓	練	月1回実施				
管	轄	警 察	署	市川警察署				
管	轄	消防	署	市川市南消防署				
緊	急時	避難場	易所	市川市立富美浜小学校	市川市南行徳 2-3-1			
緊	急時	連絡	先	保育園(047-314-1183)				

10. 保育内容に関する相談・意見・要望

相談	相談・苦情受付担当					大起	
相彰	相談•苦情受付責任者				田中	良昌	(管理者)
第	三	者	委	員	吉澤	隆幸	(社会福祉法人杉の子保育会池尻かもめ保育園園長)090-1554-0581
そ		\mathcal{O}		他			

11. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について保育士・看護師等が連携を取りながら毎日の視診やクラス巡回等で日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように保育を実施しております。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「市川市子ども虐待対応マニュアル」に沿って対応を行います。なお、保育園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります。

12. 保険に関する事項

本園では、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社	ジェイアイ損保火災保険株式会社
保険金額	1事故につき最大3億円

13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。